

五条川訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人寿会が開設する五条川訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 五条川訪問看護ステーション
- ② 所在地 稲沢市駅前四丁目1番27号 ロイヤルハウス1F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者【1名】

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等【2.5名以上(常勤換算)】

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士【2名以上】

理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護

- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり20円を徴収する。

3 死後の処置料(エンゼルケア)は、6,000円(税込)とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

5 利用者の都合によりサービスの提供を中止する場合は、下記のキャンセル料を徴収する。

キャンセル受付	キャンセル料
サービス利用日の前日午後5時まで	無料
サービス利用日の前日午後5時以降	2,000円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、稲沢市・清須市・あま市・一宮市・北名古屋市・名古屋市西区の一部区域とする(別紙参照)。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会(テレビ電話装置等活用して行うことができる)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- ② ステーションにおける虐待の防止のための運用指針を整備すること。
- ③ ステーションにおいて、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第11条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人生寿会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ・本規程は、平成28年8月1日から施行する。
- ・本規程は、平成28年10月1日から施行する。
- ・本規程は、平成30年6月1日から施行する。

- 本規程は、令和元年 6 月 10 日から施行する。
- 本規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 本規定は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
- 本規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 本規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

別紙

■稲沢市

行	町域	行	町域	行	町域
ア	赤池池田町	ア	井之口町	ア	下津油田町
	赤池居道町		井之口鶴田町		下津牛洗町
	赤池裏田町		井之口白山町		下津片町
	赤池北池田町		井之口本町		下津北信正寺町
	赤池北町		井之口四家町		下津北山
	赤池坂畑町		牛踏町		下津北山町
	赤池陣出町		駅前		下津鞍掛
	赤池町		大塚北		下津鞍掛町
	赤池寺東町		大塚町		下津小井戸
	赤池天王町		大塚南		下津小井戸町
	赤池中町		大矢青山町		下津光明寺町
	赤池西出町		大矢江西町		下津下町西
	赤池旗屋町		大矢高田町		下津下町東
	赤池東山町		大矢白山町		下津新町
	赤池広畑町		大矢真宮町		下津蛇池町
	赤池前山町		大矢浄土寺町		下津住吉町
	赤池真崎町		大矢仙口町		下津高井戸町
	赤池南町		大矢町		下津丹下田町
	赤池宮西町		奥田井之下町		下津大門町
	赤池山中町		奥田大沢町		下津町
	天池金山町		奥田神ノ木町		下津寺前町
	天池光田町		奥田北花の木町		下津土山町
	天池五反田町		奥田木塚町		下津長田町
	天池町		奥田切田町		下津二本杉町
	天池伝代町		奥田計用町		下津ふじ塚町
	天池遠松町		奥田酒伊町		下津穂所
	天池浪寄町		奥田島崎町		下津穂所町
	天池西町		奥田下河町		下津本郷町
	天池東町		奥田膳棚町		下津南信正寺町
	天池牧作町		奥田立長町		下津南山
	池部町		奥田畑畑町		下津南山町
	稲沢町		奥田大門町		下津宮西町
	稲沢町北山		奥田町		下津森町
	稲島		奥田町田畑切	カ	下津矢口町
	稲島町		奥田町文七西		北市場町
	稲島東		奥田寺切町		北市場西町
	稲島法成寺町		奥田天神町		北市場本町
	稲葉		奥田天目寺町		北市場南町
	井之口石塚町		奥田中切町		北島
	井之口大坪町		奥田長角町		北島町
	井之口大宮町		奥田流町		木全
	井之口沖ノ田町		奥田白山町		木全町
	井之口親畑町		奥田馬場町		陸田一里山町
	井之口柿ノ木町		奥田堀畑町		陸田馬山町
	井之口北畑町		奥田南花ノ木町		陸田栗林町
	井之口小番戸町		奥田宮長町		陸田高畑町

別紙

行	町域	行	町域	行	町域
ア	陸田町	サ	治郎丸清敷町	マ	増田西町
	陸田白山町		治郎丸高須町		増田町
カ	陸田花塚町		治郎丸大明町		増田東町
	陸田東出町		治郎丸椿町		増田南町
	陸田本町		治郎丸天神町		松下
	陸田丸之内町		治郎丸土井町		緑町
	陸田宮前		治郎丸中町	ヤ	矢合町
	陸田宮前町		治郎丸西町		横地
	日下部北町		治郎丸白山町	ラ	六角堂西町
	日下部町		治郎丸東町		六角堂東町
	日下部中町		治郎丸古江町		
	日下部西町		治郎丸細道町		
	日下部花ノ木町		治郎丸南町		
	日下部東町		治郎丸元町		
	日下部松野町		治郎丸柳町		
	日下部南町		千代		
	小池		千代町		
	小池正明寺北街道		千代西町		
	小池正明寺町	タ	平江向町		
	国府宮		平尾苧町		
	国府宮神宮町		平金森町		
	国府宮町		平苧田町		
	子生和池田町		平細工蔵町		
	子生和円場町		平高道町		
	子生和小原町		平蜂ノ坪町		
	子生和子安賀町		平佛供田町		
	子生和坂田町		高重町		
	子生和山王町		高重中町		
	子生和神明町		附島町		
	子生和住吉町	ナ	中之庄海道町		
	子生和町		中之庄高畑町		
	子生和溝師町		中之庄町		
	子生和八島町		中之庄堤畔町		
サ	幸町		中之庄長堤町		
	桜木		中之庄半田町		
	桜木宮前町		中之庄元屋敷町		
	重本		長野		
	島子原町		長野町		
	島子安賀町		長束町		
	島高須賀町		七ツ寺町		
	島町	ハ	東緑町		
	島東之郷町		菱町		
	治郎丸石塚町		舟橋町		
	治郎丸大角町		法花寺町		
	治郎丸北町		堀田町		
	治郎丸郷前町		堀之内町		
	治郎丸神木町	マ	増田北町		

別紙

■清須市

行	町域	行	町域	行	町域
ア	朝日	ハ	春日新田畑	ハ	春日焼田
	一場		春日新堀		春日屋敷
カ	北市場本町		春日新堀北		春日夢の森
	清須		春日新町		春日四番割
サ	新清須		春日神明		春日蓮華寺前
	上条		春日定ノ割		春日落合
	須ヶ口		春日須ヶ田		春日上丑
	助七		春日須ヶ畑		春日上川畑
タ	土田		春日砂賀東		春日上河原
	寺野		春日大河戸		春日上須ヶ田
	寺野花園		春日高畑		春日上高畑
ナ	鍋片		春日立作		春日上堤クロ
	西市場		春日長久寺		春日上中割
	西田中		春日堤クロ		春日川中
	西枇杷島町旭		春日寺廻り		春日河原
	西枇杷島町小野田		春日天神		春日桑
	西枇杷島町替地		春日樋		春日高札
	西枇杷島町小塚塚		春日西		春日小塚西
	西枇杷島町五畝割		春日鳥出		春日小塚南
	西枇杷島町芝場		春日中河原		春日小松生
	西枇杷島町芝野新田		春日中沼		東須ヶ口
	西枇杷島町七畝割		春日長畑		
	西枇杷島町西六軒		春日流		
	西枇杷島町新田		春日西須ヶ畑		
	廻間		春日西牧前		
ハ	花水木		春日西牧南		
	春日県		春日西余部		
	春日明河原		春日二番割		
	春日一番割		春日式屋敷		
	春日壺屋敷		春日野方		
	春日一本松		春日野田町		
	春日稲荷		春日八幡		
	春日杵前		春日八幡裏		
	春日午		春日八幡前		
	春日江先		春日八幡南		
	春日郷裏		春日東小塚		
	春日郷ヶ島		春日東須ヶ畑		
	春日郷前		春日東出		
	春日五反地		春日富士塚		
	春日三番割		春日二ツ池		
	春日下丑		春日舟付		
	春日下河原		春日振形		
	春日下堤クロ		春日堀田		
	春日下中割		春日宮越		
	春日社子地		春日宮重		
	春日白弓		春日宮重町		
	春日新田		春日向河原		

■あま市

■一宮市

[illegible]

別紙

■北名古屋市

行	町域	行	町域	行	町域
イ	石橋				
ウ	宇福寺				
オ	沖村				
キ	北野				
ク	九ノ坪				
ナ	中之郷				
ニ	西之保				
ノ	野崎				
ホ	法成寺				
ム	六ツ師				

■名古屋市西区

行	町域	行	町域	行	町域
ナ	中沼町				